# 補助金申請の手引き

ー いこま創エネライフ応援プラン ー

生駒市地域脱炭素移行・再工之推進補助金(戸建住宅)

令和7年10月3日改定版

本手引きは、脱炭素先行地域内の戸建住宅への 太陽光発電設備・蓄電池設置事業を 実施するにあたっての手引きとなります。

お問い合わせ先 生駒市 地域活力創生部 脱炭素まちづくり推進課 〒630-0288 生駒市東新町8番38号 Tel 0743-74-1111

# 目 次

1	補助金の概要	1
	(1) 補助金の目的	
	(2)対象エリア(2)対象オ・補助金額(3)補助対象設備・補助対象者・補助金額	1
	(4)補助対象経費	
	(6) 申請方法(7) 補助の条件	
	(8) 必要書類	5
2	申請から支払いまでの流れ	8
(	(1) 買切りモデル(委任あり) (2) 買切りモデル(委任なし) (3) PPA・リースモデル	12
3	太陽光発電設備の要件	18
4	蓄電池の要件	20

# 1 補助金の概要

### (1) 補助金の目的

本補助金は、本市が提案した「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」に基づき、対象とする脱炭素先行地域内の戸建住宅に、太陽光発電設備及び蓄電池を導入する経費に対して補助を行うものです。

#### (2) 対象エリア

ひかりが丘1丁目から3丁目まで 萩の台2丁目から4丁目まで

### (3) 補助対象設備・補助対象者・補助金額

補助対象設 備	導入方法	補助対象者	補助率
太陽光発電設備	PPA	PPA 事業者	補助対象経費の 3分の2 <sup>※2</sup>
	リース	リース事業者	
	買切り	戸建住宅の住民又は所有者※1	
	PPA	PPA 事業者	補助対象経費の 3分の2 <sup>※2</sup>
蓄電池	リース	リース事業者	
	買切り	戸建住宅の住民又は所有者**1	

- ※1 申請手続は、登録事業者が行ってください。
- ※2 上限額は、以下に定める補助対象経費から算出される額とします。 太陽光発電設備:365 千円/kW、蓄電池:235 千円/kWh
- ※ 蓄電池のみを補助申請する場合は、住宅に太陽光発電設備が既に設置されていることが条件となります。
- ※ 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- ※ 中古設備は、交付対象外とする。

#### (4) 補助対象経費

主な要件のみを記載していますので、詳細については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1」をご確認ください。

区分	内容
補助対象経費(例)	<ol> <li>本体購入経費</li> <li>設置工事費</li> </ol>
補助対象外経費(例)	① 既に設置されている設備の撤去にかかる経費 ② 建物の建築・基礎工事費 ③ 設備の設置に伴う建築物の躯体等に関する工事

※ 消費税及び地方消費税の取扱いは以下のとおりです。

買切り:補助対象経費、PPA・リース:補助対象外経費

#### (5) 申請期間

補助金申請期限:令和8年1月15日まで 実績報告期限:令和8年2月15日まで 補助金請求期限:令和8年3月10日まで

- ※ 交付決定を受けた場合であっても、期限までに実績報告及び請求がない場合は、補助金を交付できません。
- ※ 申請書や実績報告書の審査には 2~3 週間かかりますので、余裕を持って手続きを行ってください。

#### (6) 申請方法

補助金申請、実績報告及び補助金請求は、郵送又はメールでお申し込みください。 【郵送先】

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市役所 脱炭素まちづくり推進課

【メールアドレス】

zerocarbon@city.ikoma.lg.jp

#### (7) 補助の条件

補助金の申請にあたっての主な注意事項は、以下のとおりです。その他、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「地域脱炭素推進交付金 FAQ」を熟読するとともに、「チェックリスト(様式第2号・第8号)」を活用し、補助要件を確実に守ってください。

要件を守れない場合は、申請を受け付けられないほか、事業完了後に要件を守っていないことが発覚したときには、補助金を返還いただくことがありますので、ご注意ください。

#### 【全体】

- ・ 補助対象設備は、対象エリア内にある戸建住宅に設置してください。
- ・ 補助対象設備の設置は、「いこま創エネライフ応援プランの登録に関する要領」に基づ き生駒市の登録を受けた登録事業者が行ってください。
- ・ 補助対象設備の設置にあたり、他の補助事業との併用はできません。
- ・ 補助対象設備は、法定耐用年数(太陽光 17 年、蓄電池 6 年)が経過するまでの間、適切に管理し、使用し続けてください。
  - ※ 契約書等において、住宅の住民又は所有者が法定耐用年数期間中、使用し続ける必要があることを記載してください。
  - ※ PPA 又はリース契約終了後に住宅の住民又は所有者へ譲渡された後も、住民又は所有者が、法定耐用年数が経過するまで使用し続ける必要があります。
  - ※ やむを得ない理由により、処分(補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、 貸付け又は担保に供することをいう。)が必要となった場合は、環境省へ取扱いを 確認する必要がありますので、事前に市へご連絡ください。
- ・ 法定耐用年数が経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果 を J-クレジット制度に登録しないでください。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP 制度の認定を取得しないでください。
- ・ 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該住宅で消費する電力量を、発電量の 30%以上としてください。

#### 【買切り】

- ・ 住宅の住民又は所有者に対するいこま市民パワー株式会社への電力プラン切替と同社 への余剰電力買取サービスの案内にご協力ください。
- ・ 実績報告までに、補助対象設備の所有権を住宅の住民又は所有者へ移転してください。

#### (補助金の申請及び受領の委任を受ける場合)

- ・ 補助金申請にあたり、住宅の住民又は所有者から、補助申請手続の委任及び代理受領 の事前届出を受けてください。
- ・ 工事完了後、契約金額から補助金額相当分を控除した金額を、住宅の住民又は所有者 へ請求・領収してください。生駒市から登録事業者に対し、契約金額に充当する方法 により、補助金を交付します。

#### [PPA]

- ・ 需要家が消費しきれなかった余剰電力を、いこま市民パワー株式会社が設定する単価 で同社へ売電してください。
  - ※ いこま市民パワー株式会社は、生駒市が51%を出資して設立した自治体新電力会 社で、生駒市で唯一、再生可能エネルギー電力の地産地消を推進する小売電気事 業者です。

- ※ いこま市民パワー株式会社が設定する単価は、令和7年4月1日時点で10円/kWh であり、変更される場合があります。
- ・ 住宅の住民又は所有者に対するいこま市民パワー株式会社への電力プラン切替の案内 にご協力ください。
- 補助金額相当分をサービス料金から控除してください。
  - ※ PPA事業者が、奈良県内に本社を有する企業の場合は控除額を補助金相当分の 9/10 とすることができます。

#### 【リース】

- ・ 補助金額相当分をリース料金から控除してください。
  - ※ リース事業者が、奈良県内に本社を有する企業の場合は控除額を補助金相当分の 9/10 とすることができます。
- ・ 住宅の住民又は所有者に対するいこま市民パワー株式会社への電力プラン切替と同社 への余剰電力買取サービスの案内にご協力ください。

# いこま市民パワー株式会社 (20743-75-5020)

〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル6階 9:00~17:00(土・日・祝日除く)



生駒市が過半数を出資する自治体新電力で、主に生駒市内に電力供給しています。再生可能エネルギーの普及促進・エネルギーの地産地消に取り組みながら、「まちづくり会社」として、生活利便性の向上や地域課題の解決を目指します。



# (8) 必要書類

# 【申請時】

番号	書類名称	様式
1	生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(戸建住宅)交付申請書	様式第1号
2	チェックリスト(補助金申請時)	様式第2号
3	太陽光発電設備・蓄電池を設置する戸建住宅の全景カラー写真 ※蓄電池のみを申請する場合は、住宅に太陽光発電設備が設置されていることが分かる写真をあわせて添付すること	任意
4	補助対象経費等計算書	様式ウ
5	過去 1 年間の電力使用量の算出根拠	任意
6	年間発電想定量の算出根拠	任意
7	太陽光発電設備・蓄電池のカタログ等の写し ※太陽光発電設備 ・メーカー、型番、最大出力、性能等がわかるもの ※蓄電池 ・パッケージ型番と、それを構成するパワーコンディショナー のメーカー、型番、出力等及び蓄電池のメーカー、型番、定 格容量等がわかるもの ・「4 蓄電池の要件」(3)~(8)を満たすことがわかるもの。 ただし、一般社団法人環境共創イニシアチブの令和6年度又 は令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金蓄電シ ステム登録制度に登録済の製品の場合は、下記ア~ウ。 ア.上記登録制度に登録されていることが確認できるもの イ.「4 蓄電池の要件(4)③出力可能時間の例示」のうち、 bを例示する場合は、当該例示部分が確認できるもの ウ.「4 蓄電池の要件(4)④保有期間」が確認できるもの	任意
8	太陽光発電設備・蓄電池導入費の契約金額及び内訳が確認できる 見積書等の写し	任意
9	工事内訳明細	様式力
10	宣誓書	様式イ
11	買切り モデル 補助申請手続の委任状及び代理受領の事前届出書**	様式ア

<sup>※</sup>補助金の申請及び受領の委任を受けない場合は不要

# 【実績報告時】

番号		書類名称	様式	
1	生駒市地 告書	様式第7号		
2	チェック	チェックリスト(実績報告時)		
3	太陽光発	電設備・蓄電池を設置した戸建住宅の全景カラー写真	任意	
4	太陽光発 設置状況 ※実績輔 ことが 、 、 大陽分 するこ	任意		
5	『「発電量調整供給契約申込書」又は「系統連携申込書」(低圧)』 及び『発電設備の当社電力系統への連携に対するご案内』 又は 『電力需給契約のお知らせ』 ※ 蓄電池のみ導入の場合は不要		任意	
6	補助対象	様式ウ		
7	過去1年	任意		
8	年間発電	任意		
9	太陽光発電設備・蓄電池の「製品保証書」又は「未使用の設備で あることの証明書(様式キ)及び出荷証明書」		任意	
10	太陽光発電設備・蓄電池のカタログ等の写し*		任意	
11	太陽光発電設備・蓄電池の導入費が確認できる領収書等の写し(補助対象者が補助対象事業にかかる経費を負担したことを証する書類)		任意	
12	太陽光発電設備・蓄電池の工事内訳明細		様式力	
13	買切り モデル	戸建住宅の住民又は所有者との工事請負契約書又は売買契約書の写し ※「法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう 努めること。やむを得ない理由により処分が必要と なった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった 文言が記述されていること ※契約書に記述されていない場合は、上記が記述され た資料をあわせて提出すること	任意	
14		補助対象設備引渡済証明書	様式工	

15		サービス料金から交付金額相当分が控除されていることを証明できる書類 ※PPA 契約期間中のサービス料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が戸建住宅の住民又は所有者に還元されていることが分かるもの	任意
16	PPA モデル	戸建住宅の住民又は所有者との PPA 契約書の写し ※「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法 定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努め ること。やむを得ない理由により処分が必要となっ た場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言 が記述されていること ※契約書に記述されていない場合は、上記が記述され た資料をあわせて提出すること	任意
17		いこま市民パワー株式会社と余剰電力の電気受給契約 を締結したことがわかる文書(受給開始予定日のお知ら せ)の写し	任意
18		リース料金から交付金額相当分が控除されていることを証明できる書類 ※リース契約期間中のリース料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が戸建住宅の住民又は所有者に還元されていることが分かるもの	任意
19	リース モデル	戸建住宅の住民又は所有者とのリース契約書の写し ※「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法 定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努め ること。やむを得ない理由により処分が必要となっ た場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言 が記述されていること ※契約書に記述されていない場合は、上記が記述され た資料をあわせて提出すること	任意

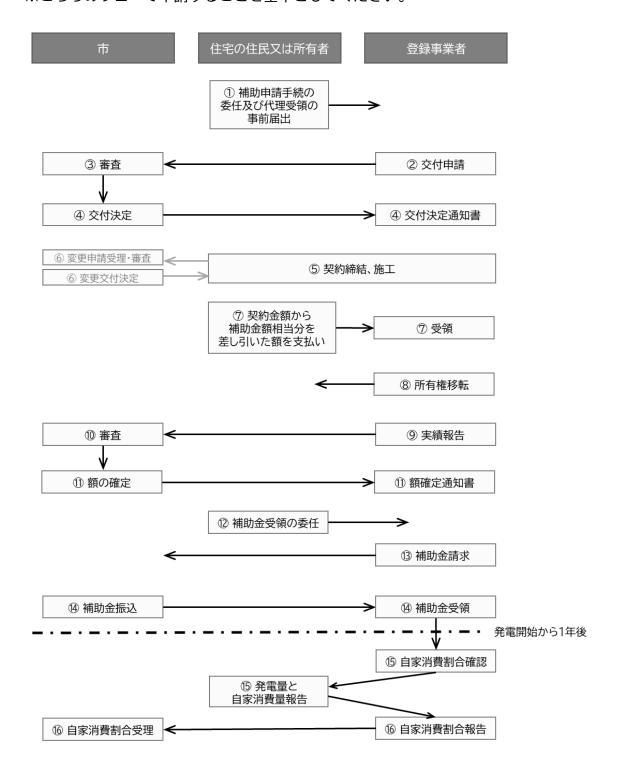
<sup>※ \*</sup>は、補助申請時から変更がある場合のみ、提出してください。

# 2 申請から支払いまでの流れ

## (1) 買切りモデル(委任あり)

【補助金の申請及び受領の委任を受ける場合】

※こちらのフローで申請することを基本としてください。



#### ① 補助申請手続の委任及び代理受領の事前届出

#### 【住宅の住民又は所有者→登録事業者】

住宅の住民又は所有者から、補助金の交付申請手続の委任及び補助金の代理受領の事前届出を受けてください(様式ア「補助申請手続の委任状及び代理受領の事前届出書」)。 委任を受けるにあたり、住宅の住民又は所有者から交付申請に伴う宣誓を得てください (様式イ「宣誓書」)。

#### ② 交付申請 【登録事業者→市】

補助金交付申請書により、令和8年1月15日までに交付申請を行ってください。

- ※ 交付申請時に必要な書類は、「(7) 必要書類」をご確認ください。
- ※ 申請書類に不備等があった場合は、申請書の補正を依頼する場合があります。
- ※ 提出期限以前であっても、予算額が終了した時点で受付終了となります。

#### ③ 審査 【市】

提出された申請書類をもとに、申請内容を審査します。

#### ④ 交付決定→交付決定通知書受理 【登録事業者⇔市】

審査の結果、補助金の交付が妥当であると認められる場合、補助金交付決定通知書により通知します。

※ 通常、申請書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安(申請件数、申請内容により期間を要する場合あり)に通知する予定です。

#### ⑤ 契約締結、施工 【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】

④の交付決定を受けた日以降に契約の締結、施工してください。

※ 交付決定日以前に着手(発注、契約、購入、設置等)されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

#### ⑥ 変更申請受理・審査→変更交付決定通知 【登録事業者⇔市】

交付決定後に事業内容に変更又は事業を中止することになった場合は、変更交付申請 書を市へ提出し、その内容について、市長から承認を受ける必要があります。

- ※ 軽微な変更(補助対象経費の 20%以内の減額)については、変更交付申請は必要 ありません。ただし、変更内容によっては補助対象外経費となる場合があります のでご注意ください。
- ※ 事業の実施期間中に事業内容の変更・中止がある場合は、事前に市へご相談くだ さい。

#### ⑦ 契約金額から補助金額相当分を差し引いた額の支払い、受領

#### 【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】

工事完了後、住宅の住民又は所有者から、契約金額から補助金相当分を差し引いた額 を受領してください。

#### ⑧ 所有権移転 【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】

⑨ 実績報告までに、補助対象設備の所有権を住宅の住民又は所有者へ移転してください (様式工「補助対象設備引渡済証明書」)。

#### ⑨ 実績報告 【登録事業者→市】

事業を全て完了したうえで、令和8年2月15日までに、補助事業実績報告書により、 実績報告を行ってください。

- ※ 期限までに実績報告が無い場合は、補助金が交付されませんので、期限までにご 提出ください。
- ※ 実績報告時に必要な書類は、「(7) 必要書類」をご確認ください。
- ※ 実績報告書類に不備等があった場合は、受け付けられず、再提出をお願いすることがあります。

#### ⑩ 審査 【市】

実績報告書類をもとに、報告内容を審査します。

※ 通常、報告書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安(報告件数、報告内容により期間を要する場合あり)に通知する予定です。

#### ① 額の確定、額確定通知書受理 【登録事業者⇔市】

審査の結果、補助金の交付が妥当と認められる場合、補助金交付額確定通知書により、 交付額の確定を通知します。

※ 審査の結果、交付決定額から減額となる場合もあります。

#### ② 補助金受領の委任 【住宅の住民又は所有者→登録事業者】

交付額が確定された補助金の受領について、住宅の住民又は所有者から登録事業者へ 委任することについての委任を受けてください(様式オ「委任状」)。

#### ③ 補助金請求 【登録事業者→市】

交付額が確定された補助金について、令和8年3月10日までに、補助金請求書により 請求してください。

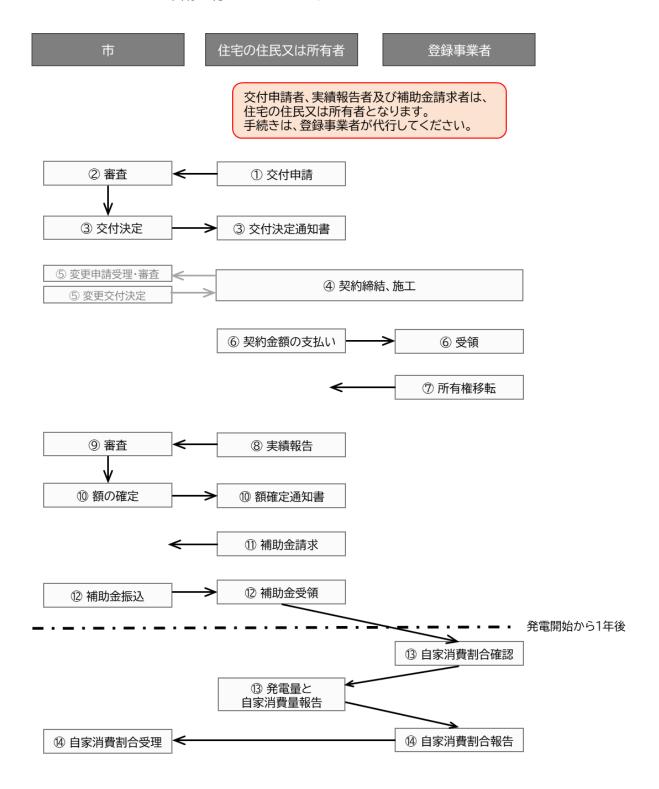
- ⑭ 補助金振込、補助金受領 【登録事業者⇔市】請求書に記載された口座宛に補助金を交付します。
- ⑤ 自家消費割合確認→発電量と自家消費量報告【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】 発電開始後1年間の発電量及び自家消費量を、住宅の住民又は所有者に聞き取りして ください。
- ⑯ 自家消費割合報告→自家消費割合受理【市⇔登録事業者】

住宅の住民又は所有者に聞き取り作成した自家消費割合実績報告書を市へ提出してく ださい。

### (2) 買切りモデル(委任なし)

【補助金の申請及び受領の委任を受けない場合】

※ローン契約等の事情により、補助金受領の委任を受けることができない場合のみ、こちらのフローで申請を行ってください。



#### ① 交付申請 【登録事業者→市】

補助金交付申請書により、令和8年1月15日までに交付申請を行ってください。

- ※ 補助金申請者名は、住宅の住民又は所有者となります。
- ※ 交付申請時に必要な書類は、「(7)必要書類」をご確認ください。
- ※ 申請書類に不備等があった場合は、申請書の補正を依頼する場合があります。
- ※ 提出期限以前であっても、予算額が終了した時点で受付終了となります。

#### ② 審査 【市】

提出された申請書類をもとに、申請内容を審査します。

#### ③ 交付決定→交付決定通知書受理 【登録事業者⇔市】

審査の結果、補助金の交付が妥当であると認められる場合、補助金交付決定通知書に より通知します。

- ※ 交付決定通知書の送付先は、住宅の住民又は所有者とします。
- ※ 通常、申請書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安(申請件数、申請内容により期間を要する場合あり)に通知する予定です。

#### ④ 契約締結、施工 【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】

- ③の交付決定を受けた日以降に契約の締結、施工してください。
- ※ 交付決定日以前に着手(発注、契約、購入、設置等)されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

#### ⑤ 変更申請受理・審査→変更交付決定通知 【登録事業者⇔市】

交付決定後に事業内容に変更又は事業を中止することになった場合は、変更交付申請 書を市へ提出し、その内容について、市長から承認を受ける必要があります。

- ※ 軽微な変更(補助対象経費の20%以内の減額)については、変更交付申請は必要ありません。ただし、変更内容によっては補助対象外経費となる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 事業の実施期間中に事業内容の変更・中止がある場合は、事前に市へご相談ください。

#### ⑥ 契約金額の支払い、受領 【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】

工事完了後、住宅の住民又は所有者から、契約金額を受領してください。

#### ⑦ 所有権移転 【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】

⑧ 実績報告までに、補助対象設備の所有権を住宅の住民又は所有者へ移転してください(様式工「補助対象設備引渡済証明書」)。

#### ⑧ 実績報告 【登録事業者→市】

事業を全て完了したうえで、令和8年2月15日までに、補助事業実績報告書により、 実績報告を行ってください。

- ※ 実績報告者名は、住宅の住民又は所有者となります。
- ※ 期限までに実績報告が無い場合は、補助金が交付されませんので、期限までにご 提出ください。
- ※ 実績報告時に必要な書類は、「(7) 必要書類」をご確認ください。
- ※ 実績報告書類に不備等があった場合は、受け付けられず、再提出をお願いすることがあります。

#### 9 審査 【市】

実績報告書類をもとに、報告内容を審査します。

※ 通常、報告書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安(報告件数、報告内容により期間を要する場合あり)に通知する予定です。

#### ⑩ 額の確定、額確定通知書受理 【登録事業者⇔市】

審査の結果、補助金の交付が妥当と認められる場合、補助金交付額確定通知書により、 交付額の確定を通知します。

- ※ 額確定通知書の送付先は、住宅の住民又は所有者とします。
- ※ 審査の結果、交付決定額から減額となる場合もあります。

#### ① 補助金請求 【登録事業者→市】

交付額が確定された補助金について、令和8年3月10日までに、補助金請求書により 請求してください。

※ 補助金請求者名は、住宅の住民又は所有者となります。

#### ② 補助金振込、補助金受領 【登録事業者⇔市】

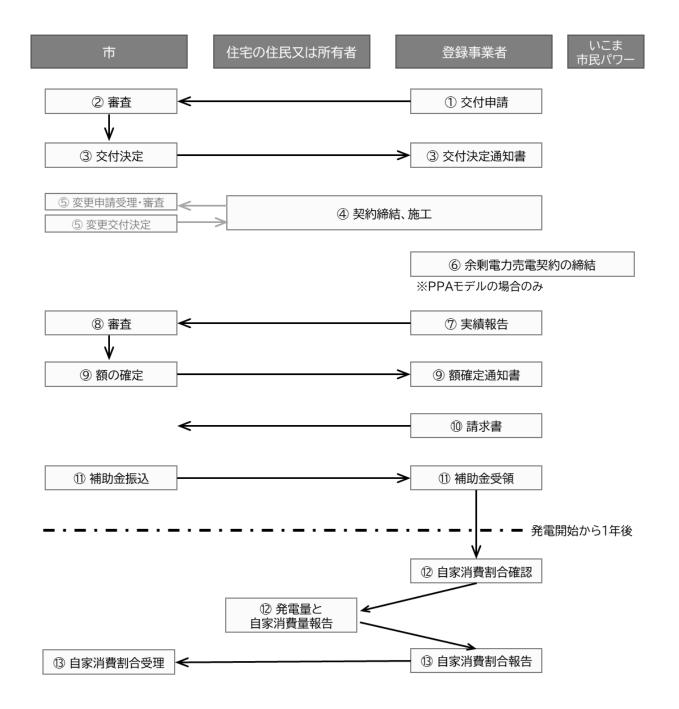
請求書に記載された口座宛に補助金を交付します。

③ 自家消費割合確認→発電量と自家消費量報告【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】 発電開始後1年間の発電量及び自家消費量を、住宅の住民又は所有者に聞き取りして ください。

#### ⑭ 自家消費割合報告→自家消費割合受理【市⇔登録事業者】

住宅の住民又は所有者に聞き取り作成した自家消費割合実績報告書を市へ提出してく ださい。

## (3) PPA・リースモデル



#### ① 交付申請 【登録事業者→市】

補助金交付申請書により、令和8年1月15日までに交付申請を行ってください。

- ※ 交付申請時に必要な書類は、「(7) 必要書類」をご確認ください。
- ※ 申請書類に不備等があった場合は、申請書の補正を依頼する場合があります。
- ※ 提出期限以前であっても、予算額が終了した時点で受付終了となります。

#### ② 審査 【市】

提出された申請書類をもとに、申請内容を審査します。

### ③ 交付決定→交付決定通知書受理 【登録事業者⇔市】

審査の結果、補助金の交付が妥当であると認められる場合、補助金交付決定通知書に より通知します。

※ 通常、申請書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安(申請件数、申請内容により期間を要する場合あり)に通知する予定です。

#### ④ 契約締結、施工 【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】

- ③の交付決定を受けた日以降に契約の締結、施工してください。
- ※ 交付決定日以前に着手(発注、契約、購入、設置等)されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

### ⑤ 変更申請受理・審査→変更交付決定通知 【登録事業者⇔市】

交付決定後に事業内容に変更又は事業を中止することになった場合は、変更交付申請 書を市へ提出し、その内容について、市長から承認を受ける必要があります。

- ※ 軽微な変更(補助対象経費の20%以内の減額)については、変更交付申請は必要 ありません。ただし、変更内容によっては補助対象外経費となる場合があります のでご注意ください。
- ※ 事業の実施期間中に事業内容の変更・中止がある場合は、事前に市へご相談くだ さい。
- ⑥ 余剰電力売電契約の締結 【登録事業者⇔いこま市民パワー㈱】※PPA のみいこま市民パワー株式会社と余剰電力の売電契約を締結してください。

#### ⑦ 実績報告 【登録事業者→市】

事業を全て完了したうえで、令和8年2月15日までに補助事業実績報告書により、実 績報告を行ってください。

※ 期限までに実績報告が無い場合は、補助金が交付されませんので、期限までにご 提出ください。

- ※ 実績報告時に必要な書類は、「(7) 必要書類」をご確認ください。
- ※ 実績報告書類に不備等があった場合は、受け付けられず、再提出をお願いすることがあります。

#### ⑧ 審査 【市】

実績報告書類をもとに、報告内容を審査します。

※ 通常、報告書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安(報告件数、報告内容により期間を要する場合あり)に通知する予定です。

#### ⑨ 額の確定、額確定通知書受理 【登録事業者⇔市】

審査の結果、補助金の交付が妥当と認められる場合、補助金交付額確定通知書により、 交付額の確定を通知します。

※ 審査の結果、交付決定額から減額となる場合もあります。

#### ⑩ 請求書 【登録事業者→市】

交付額が確定された補助金について、令和8年3月10日までに、補助金請求書により 請求してください。

① 補助金振込、補助金受領 【登録事業者⇔市】請求書に記載された口座宛に補助金を交付します。

② 自家消費割合確認→発電量と自家消費量報告【住宅の住民又は所有者⇔登録事業者】 発電開始後1年間の発電量及び自家消費量を、住宅の住民又は所有者に聞き取りして ください。

#### ③ 自家消費割合報告→自家消費割合受理【市⇔登録事業者】

住宅の住民又は所有者に聞き取り作成した自家消費割合実績報告書を市へ提出してく ださい。

# 3 太陽光発電設備の要件

- ※主な要件のみ記載していますので、詳細については「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」別紙1をご確認ください。
- (1) 未使用であること
- (2) 各種法令等に遵守した設備であること
- (3) 太陽光発電設備で発電された余剰電力については、いこま市民パワー株式会社との 間で電力売電契約を締結すること (PPA のみ)
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと
- (5) 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給(自己託送)を行わないものであること
- (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の①~⑫をすべて遵守していることを確認すること
  - ① 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に 十分配慮して事業を実施するよう努めること
  - ② 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと
  - ③ 防災、環境保全、景観保全を考慮した補助対象設備の設計を行うこと
  - ④ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと
  - ⑤ 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助対象者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること
  - ⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の 提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成 し、適切な方法で管理及び保存すること
  - ⑦ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること
  - ⑧ 接続契約を締結している一般配電事業者及び特定送配電事業者から国が定める出力 制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力する こと
  - ⑨ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、 適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること

- ⑩ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること
- ① 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助金対象設備の解体・撤去等による廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること
- ② 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や 地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること
- (7) 太陽光発電設備で発電した電力の30%以上を当該住宅内で消費すること

### 4 蓄電池の要件

- ※主な要件のみ記載していますので、詳細については「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」別紙1をご確認ください。
- (1) 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること
- (2) 停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと
- (3) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること(※1)
  - ※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値の いずれか低い方を適用する。
  - ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること
- (4) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

① 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

② 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大 出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

- ③ 出力可能時間の例示
  - a. 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出(W)と出力可能時間(h)の 積で規定される容量(kWh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表 的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電シ ステムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の 値は製造事業者指定の値でよい。
  - b. 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を 例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位 は W、kW、MW のいずれかとする。

出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が

必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

④ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること

⑤ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

⑥ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること

(5) 蓄電池部安全基準(※1)

JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること

- (6) 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)(※1) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 (※2) の規格も可とする。
  - ※2 JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表 第八」に準拠すること
- (7) 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) (※1) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システム の震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
  - ※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること
- (8) 保証期間(※1)

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

- ✓ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も 含む。
- ✓ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。
- ✓ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
- ✓ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積 で算出される蓄電池部の容量とする。
- ✓ JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
- ※1:一般社団法人環境共創イニシアチブ(sii)の蓄電システム登録制度に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足しているとみなします。 (https://zehweb.jp/registration/battery/)